

神戸市消防用設備等技術基準の改正についての概要

1 趣旨

本改正は、消防用設備等に係る届出事務手続の電子申請化に伴い届出要領を電子申請に適切に対応したものへ見直す必要があることに加え、近年増加し多様化している施設内の可動式ブースに適切に対応するため基準を明確化する必要があること、さらに通知に基づいて運用してきた事項の整理・整備を行い、より明確で実効性の高い運用を図る必要があることから、神戸市消防用設備等技術基準の改正を行います。

2 主な改正の概要

- (1) 消防用設備等設置計画届出書（神戸市火災予防規則様式第27号）の電子申請化に対応するため、用紙の厚みの規定の削除や正本、副本を基本とした規定を整理するなど、届出要領を改めた。
- (2) 可動式ブースの設置に係る消防用設備等の特例基準について、特例基準の適用内容を明記した。
- (3) 消防法施行令（以下「政令」という。）別表第1(9)項イにおける該当用途例として、「サウナ風呂」を明記した。
- (4) 政令第8条第2号で規定する渡り廊下で接続された建築物の外壁の取り扱いについて、例図を追加した。
- (5) 児童福祉施設及び障がい者福祉施設における用途の取り扱いについて、国通知で示された用途判定の要件等を明記した。
- (6) 消防隊が外部から容易に開放できる構造について、屋外から水圧により開放できる装置の具体的要件を明記した。
- (7) その他各章・各節にわたり、用語・文言の整理を行った。

3 運用開始予定日

令和8年4月1日